

18川監公第4号

平成18年4月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

| | |
|---------|-------|
| 川崎市監査委員 | 鹿川隆 |
| 同 | 奥宮京子 |
| 同 | 小林貴美子 |
| 同 | 西村英二 |

監査の種別 定期監査（テーマ監査）

監査の対象 財政局

経済局

環境局

健康福祉局（長寿社会部、保健医療部、地域福祉部、こども施策推進部こども家庭課、衛生研究所、リハビリテーション医療センター）

川崎区役所

教育委員会事務局（総務部、職員部、学校教育部、生涯学習部、市民館、図書館、総合教育センター、市立学校（小・中学校を除く。））

監査の範囲 公金の管理等に関する財務事務

監査の期間 平成18年1月10日から

平成18年3月23日まで

監査の結果

今回の監査は、財務事務のうち、これまでの定期監査で各部署において共通的に改善措置を要する事項が見受けられた公金の管理等をテーマとして実施した。収納した手数料などの現金、前渡金及び切手等の金券類の保管及び取扱いに関する事務が適正に執行されているかを着眼点として、関係書類の審査を行うとともに現地調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

1 競輪事業における前渡金の精算手続を改善すべきもの

川崎市金銭会計規則（昭和39年規則第31号）第95条第1項により、前渡金管理者は用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、領収書その

他の証拠書類とともに速やかに所管収入役等に提出しなければならないとされている。また、同条第2項により、精算残金があるときは、直ちに指定金融機関等に払い込み、当該領収書を前渡金精算書に添付しなければならないとされている。

経済局公営事業部では、競輪開催ごとに、開催期間終了後に勝者投票券の的中者に支払う払戻金や他の競輪場で本市開催の勝者投票券を発売する際の経費等の支出を資金前渡により行っている。平成17年度の精算手続について見たところ、払戻金については、累計で三十数億円を前渡金管理者が受領しているが、18年2月末日現在において、払戻権の時効消滅による用件終了（開催期間終了後60日を経過した時点）後、7日を経過したものすべてが精算されていなかった。その中には、用件終了後半年以上経過しているものもあった。また、他の競輪場での発売に係る経費についても、他の競輪場からの精算証拠書類の送付遅延等により精算が大幅に遅れていた。

払戻金に係る精算残金は例年年間で十数億円となっており、市の厳しい歳計現金等の状況において、その払込みの遅延は資金の効率的な活用の観点からも不適切である。資金前渡により支出を行う場合には、用件終了後速やかに精算手続を行うよう事務処理の改善に努められたい。

（経済局公営事業部総務課、同部業務課）

2 休日急患診療所等における収納事務を改善すべきもの

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条により、普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができることとされている。

川崎、幸及び宮前休日急患診療所並びに多摩夜間休日急患診療所の診療に伴う使用料及び診断書等の発行手数料の収納事務においては、各診療所における受付事務業務委託契約の受託者に収納事務を委託していないにもかかわらず、使用料等の収納事務を行わせていた。

休日急患診療所等における使用料等の収納事務を私人に行わせることが適当と認めるのであれば、同令第158条第2項及び川崎市金銭会計規則第61条に基づき、収入役に協議し、収納取扱い所在地、事務の内容等を記載した契約書を作成するとともに、委託した旨を告示し、納入義務者の見やすい方法により公表するなど必要な手続を行うよう改善されたい。

また、中原、高津及び麻生休日急患診療所においては、非常勤嘱託員が収納事務を行っているが、同規則第15条に基づく金銭取扱員の任命手続が行われていなかったため、金銭取扱員の任命手続を速やかに行われたい。

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

3 切手の保管及び取扱いを適正に行うべきもの

切手の保管及び取扱いについて、次の事例が見受けられた。

(1) 健康福祉局こども施策推進部こども家庭課では4つの事業別に切手の管理を行っている。そのうち母子寡婦福祉資金貸付事業分においては、平成17年度当初に予算全額350万円を一括して購入したが、18年1月末日現在においてもいまだ約155万円分の切手を保有していた。また、総合財務会計システムを利用せず独自帳票により出納を行い、払出ごとの承認を受けていなかった。

なお、他の事業分についても年度の早い時期に購入し、長期間使用していない事例が同様に見受けられ、同日現在、同課全体の切手の保管高は約535万円と多額であった。また、据置金庫があるにもかかわらず常時担当

者の机に保管している事例も見受けられ、同日現在、その保管高は約 59 万円であった。

(2) 健康福祉局の他の課においても、前年度から繰り越した平成 17 年度当初の切手の保管高は、長寿社会部高齢者在宅サービス課では約 82 万円、保健医療部健康増進課では約 169 万円、同部環境保健課では約 173 万円であった。その後、切手を使用しているものの一方で新たに購入していることから、平成 18 年 1 月末日現在においても高齢者在宅サービス課では約 107 万円、健康増進課では約 249 万円、環境保健課では約 202 万円の保管高となっており、常に多額保有していた。

こうした多額保有の事例は、個々の郵便物に切手を貼ることなく、料金を一括して切手により支払う料金別納郵便を利用していること等によるものであり、購入後の長期間不使用の事例は、計画的な購入がされていないことによるものである。切手は換金性が高いものであるため、郵便物の発送に当たっては、事故を防止する観点から、口座振替による支払が可能な料金後納郵便の利用を検討されたい。また、切手の購入が必要な場合は、使用時期及び保管高を考慮した上で、必要最小限の枚数にとどめるとともに、その保管には万全を期されたい。

独自帳票により出納し、払出ごとの承認を受けていない事例については、けん制機能が働くよう総合財務会計システムで処理し承認を受け、適正な管理を行われたい。

(健康福祉局子ども施策推進部子ども家庭課、長寿社会部高齢者在宅サービス課、保健医療部健康増進課、同部環境保健課)

4 その他改善措置を要するもの

1 から 3 に述べた事項以外にも、改善措置を要する事項が共通的に見受

けられたが、その概要は次のとおりである。

(1) 収納現金の保管及び取扱いに関する事務

収納事務で使用する領収書及び金銭取扱印について、業務終了後も窓口カウンターや無施錠の保管庫等に保管していた事例、書損の領収書を保管していなかった事例及び独自に作成した金銭取扱印を使用していた事例が見受けられた。また、収納金及び金券類を保管している金庫等について、据置型で鍵のほかにダイヤル錠が使用可能であるにもかかわらず使用していない事例及び鍵を無施錠の机の引き出しやレターケース等に保管していた事例が見受けられた。

(2) 前渡金の保管及び取扱いに関する事務

前渡金は特例としてあらかじめ交付されるものであるにもかかわらず、事務処理の遅れなどにより職員が立替えていた事例及び精算残金のない場合において精算手続が遅延していた事例が多数見受けられた。

(3) 金券類の保管及び取扱いに関する事務

金券類のうち切手の出納について、受払記録が漏れていた事例、処理漏れをまとめて処理していた事例等が見受けられた。また、過去の受払記録が不十分であること等のため、現地調査の時点で出納簿上と実際に保有している切手の数とが一致しなかった事例も見受けられた。なお、金券類の出納については、平成15年度からは、原則として、新たに導入された総合財務会計システムを利用して、出納することとなった。しかしながら、いまだ従来の紙の出納簿等で管理していた事例や紙と同システム上の出納簿を併用していた事例が見受けられるなど、同システムの活用が完全には浸透していなかった。

公金の管理等は厳正な取扱いが必要なものであるので、上記の事例についても確実に改善を実施し、今後、適正な事務処理に努められたい。